

第3回市民参加推進委員会 会議録（概要）

- 1 日 時 平成28年8月8日（月）
午前10時～午後12時
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎305会議室
- 3 出席委員 井原委員長、吉永副委員長、秋山委員、
今村委員、上平委員、国府田委員、野路委員、
森委員、和田委員
- 4 欠席委員 山中委員
- 5 事務局 湯浅市民生活部長、須郷コミュニティ課長、
斉藤コミュニティ課長補佐、
竹之内コミュニティ課長補佐、渡邊主事、今井
- 6 事業担当課 今野市民生活部次長兼国保年金課長、
吉野国保年金課長補佐
金子スポーツ振興課長
遠藤スポーツ振興課体育施設整備室長
田中総合政策部次長兼企画政策課長、伊藤主査
村上主事
佐藤指導課長、安藤指導課教育研究企画室長
- 7 傍聴者 0人
- 8 協議事項
 - （1）平成27年度市民参加対象事業の評価について
 - ア 流山市国民健康保険料の一部を改正する条例（案）について（国保年金課）
 - イ 流山市都市公園条例の改正（スポーツ振興課）
 - ウ 流山市総合計画後期基本計画下期実施計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）（企画政策課）
 - エ 流山市教育振興基本計画（案）・流山市教育大綱（案）（指導課・企画政策課）
 - （2）その他
- 9 協議内容 以下のとおり

(1) 平成 2 7 年度市民参加対象事業の評価について

ア 流山市国民健康保険料の一部を改正する条例（案）について（国保年金課）

（今野市民生活部次長から事業概要等を説明）

上平委員

国民健康保険の財源は全部自治体がもつのか。又は県、市または国が出しているのか。また、その負担割合は。

今野市民生活部次長

財源は公費（国と県と市町村において等分の割合）と被保険者の保険料の負担で成り立っている。

資料は持ってきていないため詳しい数字は出せないが、例えば、医療費給付金に対しての割合となる。保険者（市町村）の所得水準、医療費水準があり、それは都道府県や市町村に格差があるため、それらを勘案して国等からの支援、また、保険者（市町村）の軽減措置等に対する補てんなどから、国、県及び市から割合から交付される。

上平委員

要するに被保険者の負担を増やさなければ財源的に厳しいということか。

今野市民生活部次長

そのとおりである。

国府田委員

パブリックコメントを実施し 5 8 件の意見があったが、大半が反対意見であり、賛同意見は若干であったが、パブリックコメントの効果があったとのことである。

当初案を修正しなかったということは、反対意見を最初から反映させないという意図があったのか。

賛成ありきのパブリックコメントのように感じるが、反対意見に対してはその意見を慎重に取り扱ったと説明されたが、具体的

にどのように取り扱ったのか。事前に反対意見が多いことは想定できたのではないか。それとも最初から、少しでも賛成意見があれば良いと考えていたのか。

今野市民生活部次長

結果的に大多数が反対意見であったが、保険料の値上げに関することであったため、それは想定内であった。

反対意見を真摯に受け止め、反対意見を検討し、丁寧に1つつ反対意見に対しコメントし、また市ホームページにも掲載している。

パブリックコメントを行い、反対意見に対し答えた後に賛成の意見をいただいている、このことから効果があったと考えている。

国府田委員

58件のうち、何件が賛成であったがわからないが、賛成意見もあったということから、パブリックコメントの効果があったと理解されているのか。

今野市民生活部次長

内容について、丁寧な説明をしている。

料金改定を行う前に、財政面の厳しさ、それに伴う市民の皆様の御理解、御協力について広報で周知したため、本市の財政事情について理解を得たと考える。

国府田委員

反対意見も慎重に協議したのか。

今野市民生活部次長

協議した。

今村委員

被保険者のうち、何割くらいが値上げの対象になるのか。全員が値上げの対象になるのか。

今野市民生活部次長

料金の改定については、後期高齢者支援分と介護支援分となる。

まず後期高齢者分は全員が対象になり、介護支援分については、40歳以上の該当者に影響が出る。

所得に応じた軽減措置の幅も広げたため、これから軽減の対象になる人もいるが、全体的には保険料は値上げである。

和田委員

諮問から答申まで2ヶ月程度しかないが、なぜか。反対意見が出るのは想定済みであったと思うが、(市民から)理解を得られるように、市民が参加し、意見を言える説明会や勉強会を実施しなかったのか。

市民に理解してもらうため、勉強会や意見交換会を行えば、理解を得られる内容ではなかったか。

今野市民生活部次長

財政の安定のため、意見交換会でなくなぜ値上げをするのかについて丁寧な説明することのほうが大事だと考えた。

湯浅市民生活部長

運営協議会は初めから諮問から答申まで協議会を3回でおさめるということではなく、結果的に3回になったということである。

条例改正を諮るときは議会にかけないといけない。議会で否決されることもある。12月議会でかけたいという国保年金課は考え、その中でスケジュールを組んだ。

上平委員

わかりやすい資料にしたというのは、具体的に何か。

今野市民生活部次長

パブリックコメントの要領等、なぜ値上げするのかということを中心にわかりやすく作成した。その他に財政状況、特に「健康保険料を変更した時にどうなるのか」をグラフや表をつけ、わかりやすく記載した。

上平委員

協議会の議事録は読めるのか。

今野市民生活部次長

市ホームページで公開している。

和田委員

協議会を3回実施し、1回目は諮問、3回目は答申ということは、2回目の審議会のみで審議したことになるがどうか。

湯浅市民生活部長

諮問のあとも協議をしたため、1回のみで審議したわけではない。

野路委員

当初から反対意見が出ると想定していたと思うが、審議会においてパブリックコメントだけでなく、多く市民に説明していくことが必要という考えはなかったか。単に市長から言われたことをそのまま進めたのか。はなから市民参加などという考えだったのか。

今野市民生活部次長

民意を聞かなければならないが、運営協議会で意見を諮ることは民意を聞くことにつながる。保険医・薬剤師の代表、公益を代表する委員、被保険者を代表する一般市民の委員等、幅の広い民意を反映する。その上でパブリックコメントを行った。

井原委員長

形式的に終わらせれば良いのではなく、この機会に市の現状を説明するチャンスである。説明会を何回も実施してもよかったのではないか。

野路委員

審議会の委員は、高い知識を求めることが必要であるため市で選んでいると思われるが、それだけで決めて良いのか。

今後、審議会とパブリックコメントだけ決めることがよいのか考えていく必要がある。

井原委員長

市民参加の観点からすると、2つの手法だけでなく、もっと必要に応じて実施する方法もあるのではと考える。

イ 流山市都市公園条例の改正（スポーツ振興課）
（金子スポーツ振興課長から事業概要等を説明）

森委員

審議会では50%以上が利用料金について妥当、パブリックコメントでは（料金が）高いと反対がある。この反対についてどのように考えているのか。（利用料は以前に比べ）市民からすると高い金額である。

遠藤室長

利用料金は旧施設の2倍の料金になっている。

新体育館は、規模も大きくサービスも拡充している。これらのサービスを提供しつづけるためには維持管理費がかかり、市の負担が大きくなると、サービスの持続は難しい。

近隣自治体の状況を調べたところ、利用負担率を50%とするところが多かったため、それを参考にするとともに、生涯学習審議会の答申を踏まえ、利用料（案）を取りまとめた。

井原委員長

審議会とパブリックコメントの意見のギャップについてはどう考えるか。

遠藤室長

利用者は（利用料金が）安いに越したことはない。審議会は13名いるがその中に市民も含まれているので、意見を求めた。

上平委員

審議会とパブリックコメントを行っているが、利用者にヒアリングやアンケート調査等、他に何か実施したのか。

遠藤室長

建設の計画段階で利用者団体のヒアリングを行ったが、料金の設定時については行っていない。

上平委員

勉強会を行ったとあるが具体的には誰が集まったのか。

遠藤室長

諮問した内容を踏まえて、どう考えるかを審議会でも勉強した。審議会のメンバーが勉強会を実施したということである。

和田委員

パブリックコメントの中から意見が出て、反映したと聞いたが、（市民参加評価シートの中で）案を修正した、という欄に丸を付けなくて良いのか。

資料には、利用者だけでなく施設を使わない人も市の負担）分としてこれだけ負担しているという事を示したほうが、皆で維持費等を出していることがわかりやすいのではないか。

遠藤室長

利用料の算定については、変更はしなかったが、レイアウトの変更したため、「その他」とした。

資料については、条例改正の背景等、改正内容、市の考え方を明記したが、市の考え方において、施設の維持管理費には市の負担と利用料金から賄うと記載している。

新施設のサービスの提供の点からも旧施設の利用料では難しい旨の説明を分かりやすく資料として提供した。

上平委員

維持管理費は具体的にいくらかかるか説明したのか。

遠藤室長

具体的数字は入っていない。

上平委員

それはなぜか。

遠藤室長

その時点ではまだ具体的に決まっていなかったため、公表できる段階ではなかったため。

野路委員

条例の改正の点から、審議会とパブリックコメントをおこなったが、実際の争点は利用料金の問題である。

そのため、パブリックコメントだけ意見を徴収することもよいが、旧体育館の利用団体に説明や周知は考えなかったのか。初めから審議会とパブリックコメント以外の実施について、考えはなかったのか。

遠藤室長

利用団体には事前に説明を行っていないが、計画段階でどういう施設が望ましいか等、基本的な活用のありかたを聞き進めて計画を策定した。

その後、パブリックコメントを行ったため、あえて利用者に対しては説明会等を行うことはしなかった。

野路委員

施設そのもののイメージは伝えたが、条例を改正して料金が変わることを伝える考えがなぜなかったのか。

遠藤室長

新しい体育館はスポーツ施設の利用だけでなく、文化的なことや、災害避難所にも使われる。広く市民が利用できる施設である。そのため、スポーツ団体だけに限定して説明しなかったのは、施

設の特性上を考慮したためである。

今村委員

パブリックコメント 11 件のうち、利用団体からの意見はあったか。

遠藤室長

利用団体からの意見は、あった。1 件は建設そのものに反対であり、9 割は旧体育館を利用されている方からだと思う。

吉永副委員長

情報提供する時に、維持管理費がかかるため 2 倍になるということが一目でわかるようにしたか。

遠藤室長

新体育館と旧体育館の利用料金が比較できるよう資料を作成し、公表した。

秋山委員

注目度が高い事業であるから、広く意見を聞くべきだったのではないか。ポスターはどこに掲示したのか。生涯学習課のみか。

遠藤室長

生涯学習課のみに掲示した。

秋山委員

それだけだと、周知としては効果が少ない。市内全域に掲示すべきである。

井原委員長

高校生が利用する場合の料金設定は。

遠藤室長

(一般利用料金の) 2 分の 1 の料金設定になっている。

井原委員長

利用料を払う学生に周知すると良いのではないか。

遠藤室長

今回のパブリックコメントで、学生から1件意見があった。

上平委員

新体育館の管理は指定管理者か。

遠藤室長

指定管理者制度を導入する。

和田委員

施設は学生も使うため、高校生等から意見を聞く場を作っても良いのではないかと。皆に意見を出してもらえると良いのではないかと。学生が自ら市政に関わる機会であり、自分たちでこれからの市政を考えていけるようになれば良いのではと思う。

ウ 流山市総合計画後期基本計画下期実施計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）（企画政策課）
（田中総合政策部次長から事業概要等を説明）

今村委員

名称が長くてわかりにくい。名称を見ただけでは何をやっているか不明である。「まち・ひと・しごと」といっても市民にはわからない。なぜ名称をわかりやすくしないのか。

田中総合政策部次長

法律に基づいたものであり、「地方創生」と使用するよう国から指示を受けていた。どの市町村でも同じような名称が付いている。

今村委員

他部署は通称と名称を変えている。名称は仕方がないが、通称をわかりやすくすべきだったのではないかと。

井原委員長

法律名称では市民はその内容までわからない。それは市民参加推進委員会の会議の中で意見として出されている。

上平委員

国から降りてきたものであるが、内容は非常に大切なことである。パブリックコメントと審議会として創生会議を行ったのか。

田中総合政策部次長

創生会議は審議会と異なる。

上平委員

内容が大切なので、パブリックコメントで市民に聞くだけでなく、市民の考え方を吸収できるような他の手法を行っても良かったのではないか。

創生会議のメンバーは、寄せ集めみたいなメンバーで、何を狙っているのかわかりにくい。行政側として市民にどのような関心を持ってもらいたいのか戦略的に考える必要があったのではないか。

田中総合政策部次長

国から、産・官・学・金・労・県から意見を聞くよう指示があったため、構成メンバーは、それぞれの代表の方から選出した。

専門の立場の人を会議に招き、議論した上で、今後の取り組みについて、専門的な立場から意見を求めるというのが趣旨である。

ただし、わかりづらい部分もあるため、公募による委員も選出すべきであった。

井原委員長

まち、ひと、しごと創生総合戦略は、マイナンバー、国民健康保険と大きく違って国から降りてくる施策である。資金は国からであるが、アイデアは市町村で出すことになっている。

「まち」はまちづくり、「ひと」は、ひとづくりなので、人口移入の問題や医療教育等、多様な事業が対象であり、利用しようと思えば、大きく利用できるものである。

流山市は、既に下期実施計画があるため総合政策というベースがあるが、他市にとっては、チャンスである。

この辺が市民に理解しにくいものである。

田中総合政策部次長

流山市はＴＸ開通に伴い増加している地域があるが、特別な理由がない場合は、一般的に人口減っているケースが多く、人口減少に歯止めをかけなければならないため、各地で先進的に取り組んでいる。

流山市はマーケティング課を作り、市外からの人口流入に関する施策を行っており、他市にとってモデルになるような先進的な取り組みを行っている。

国府田委員

市民にとって大事な事業であることを理解し、担当課の市民参加に対する姿勢は評価したい。

パブリックコメントにおいて市民がなるほどと納得するようなわかりやすい説明はしたのか。

また、１名しか意見が出なかったことをどのように受け止めているのか。

田中総合政策部次長

結果は１名しか意見を得られなかったが、市民参加の手続として、パブリックコメントはまず広報、市ホームページで周知しできる限り市民にわかりやすく説明したつもりである。しかし結果的に意見がなかったことは、興味がある市民がいなかったのか等の分析はしていない。

森委員

市民参加のために創生会議を一時的に作った理由は、適当な審議会がなかったためか。

市民参加の手法として考えるのであれば、審議会は妥当であると思うが。

田中総合政策部次長

そこまでは考えていない。産・学・官等原理の中で専門的な立場で協議することがこの計画で一番大切だと考えた。

森委員

専門的な意見（機関）は市民参加に必要ない。あえて市民参加の手法を用いるのであれば、市民からの意見を聞く手法が必要ではなかったか。

和田委員

市民参加をうまくやる方法はいくつかあったと思う。スケジュール上、仕方がなかったのか。

田中総合政策部次長

時間がなかった。

和田委員

時間がない中で市民参加をやるなら、時間がない中でも、その内容を理解してもらう必要がある。

そうであれば、例えば、「名称を募集します」ということで、市民から募集などをすれば、市民は資料等を読み込んで名称に応募するなど、市民の参加意欲にもつながるのではないか。

野路委員

名称は、行政としては、後期基本計画からぶれさせたくないが、この計画によって国からお金をもらえるチャンスであるため、計画をつくったという行政の苦しさを、市民はわからない。

そうであれば、せっきくの市民参加の手法を用いるのであれば、それを工夫すれば良かったのではないのか。

田中総合政策部次長

実施計画は決められた範囲の中で行いたい、また、「まちひとしごと」の名称も入れたいというのもあったため、名称の変更は想定していない。

野路委員

流山市は、産・官・学等の専門機関にとらわれずに他市にない市民参加条例があるため、自治会長等を含めた構成そのものを変えることができたのではないか。

上平委員

実際には、地域の現場からの意見を聞きたいはずであり、自治会やNPO団体等の現場の声を拾うべきではなかったのか。

吉永副委員長

パブリックコメントで何を求めているのか。1名から29件の意見という事実をどう捉えているのか。良い案がでて修正できてよかったかと思うか、それとも29名から29件の意見があったほうが良かったか。幅広い意見か、より良い意見なのか、どちらを求めるか。

田中総合政策部次長

パブリックコメントなので幅広い意見というのを重視したい。1名から29件の意見というよりは、多くの方に聞きたかった。

秋山委員

計画に対してもう1度チャンスはあるのか。

田中総合政策部次長

下期は4年と決まっている。後期基本計画があり、3つに分かれている。

秋山委員

意見が1名というのは悲しい。一見、事業名がすごく難しい。委員会の質疑応答を聞いて、初めて理解した。資料だけを出しても一般市民はわからないと思う。わかりやすい題名はもちろん、工夫が必要である。

田中総合政策部次長

下期実施計画が平成31年で終わり、32年度より新たな総合計画を策定するが、議会の議決も必要であるため、その際には様々な市民参加の手法を用い、わかりやすい資料の作成等し対応していきたい。

エ 流山市教育振興基本計画（案）・流山市教育大綱（案）
（指導課・企画政策課）
（田中総合政策部次長から事業概要等を説明）

今村委員

意見交換会で、一時保育は設置したのか。

田中総合政策部次長

タウンミーティングを実施する場合、若い人が参加できるように一時保育を行っているが、利用者はいなかった。

今村委員

パブリックコメントや意見交換会は学校から聞いてない。学校からの周知の方法はどのように行ったのか。細かい方法等を指示したのか。

佐藤指導課長

校長会において、指導課よりパブリックコメント等を実施するため児童・生徒の保護者に周知してほしいと依頼をしたが、学校便り等書面の方法までは依頼していない。

今村委員

パブリックコメントの12件の意見は、学校からの周知により提出されたのか。

田中総合政策部次長

わからない。周知については、広報、ホームページも周知した

ため、細かい内容まではわからない。

今村委員

広報等で周知したにも関わらず12件という意見提出数は、どう捉えているのか。

田中総合政策部次長

関心のあった案件であったと捉えているが、12件が少ないかどうかはわからない。

井原委員長

今のパブリックコメントのフォーマットにどこから情報を得たのかという記載欄はあるのか。

須郷コミュニティ課長

記載欄はない。

井原委員長

フォーマットに記載欄があれば、どこから情報を得たのかが分かり、今後、どの方法がパブリックコメントの周知方法に有効かが分かる。

国府田委員

指導課より、校長会を通じて周知を図ったことは良いと思った。しかし、その周知方法については、具体的な方法がなく、学校任せであり、周知徹底といいながら不完全であった。

校長会の対象はどうなっているのか。

佐藤指導課長

市内の公立の小・中学校すべての学校長である。

周知については、広報とHPにより周知を検討したが、案件が教育全般であるため、校長会による周知を加えた。

国府田委員

学校を通じて行った結果としては、どう捉えているのか。具体

的に何件あり、どのような内容かはつかめないのか。

田中総合政策部次長

それはつかめない。

国府田委員

意見交換はタウンミーティングを通じて行っているが、市政全般の中で、行っている。

意見交換とパブリックコメントの日程を逆にすれば、関係する市民や保護者にパブリックコメントの実施を周知できたのではないか。

更に、この案件は教育問題であったため、保護者を対象とした意見交換会を実施した方が効果があったのではないか。

田中総合政策部次長

タウンミーティングを実施する際には、この案件を表題に明記し、それ以外として、市政全般と2つの項目に行っている。

国府田委員

校長会を通じての意見かどうか等の集計を行っていないことをどう考えているのか。

田中総合政策部次長

今後は、パブリックコメントの意見提出欄に、情報を得た場所のチェック欄を作成し、情報元を分析すべきであった。

国府田委員

直接教育については、保護者は非常に関心のある問題であるため、教育現場にどういう考え・関心があるのか聞くべきではなかったのか。

佐藤指導課長

教育に関しては、保護者は関心を持っている。また、地域の人でも子供は卒業したが、地域学校には関心を持っている。

市民参加での場以外にも、県の施策として教育ミニ集会があり、地域や保護者が参加し、教育に関する意見等を拾う場があり、教

育そのものに関する場も積極的に設置している。

今回のような校長会を通じての周知は初めてであった。

国府田委員

学校から保護者へ周知しているか、確認をすべきではなかったか。

今後検討課題にすべき。

和田委員

公的文書は、印刷に負担が大きい。そのため、必要最低限を記載したメモ程度の大きさ、子供が筆箱に入れて持ち帰れる大きさの案内を作れば良いのではないか。

上平委員

内容がわかりやすいかどうか、内容が市民に上手く伝えられているかどうかが問題である。

内容が教育に特化されていると思ったが、芸術で入っているのであれば、保護者以外に対しても理解してもらわないといけないが。

田中総合政策部次長

文化芸術に関しても、生涯学習という教育の立場で入っている。

上平委員

市民に分かりやすくするというのであれば、パブリックコメントとタウンミーティングが同時期はどうかと思う。

というのは、パブリックコメントと意見交換会を別々に行うことにより情報の露出度も高まり、意見交換会で意見が出しやすいのではないか。

意見を貰いたいののであれば、十分な情報を提供すべきであり、市民も反応する。

森 委員

資料は市ホームページに出されている教育大綱であると思うが、50ページもあり、体系的な専門的な内容である。

市民参加をするときにそういうものをしっかり読み込んで参加することを期待しているのか。

市民に提供する資料を工夫しないと、市が言っていることと求めている内容とにギャップがありすぎると思われる。

秋山 委員

意見交換会では、資料の部数に限りがあったため、回収したとなっているが、市民は持ち帰って内容を確認したいという意見があったということは、簡潔に書かれた資料であったはずである。

この資料は市ホームページに資料見られるか。

田中総合政策部次長

市ホームページに掲載されている。

森 委員

それは50ページの資料である。

秋山 委員

50ページの資料であるため、持ち帰りたかったのではないか。そのため、すぐに読める工夫が必要である。

せっかく、パブリックコメントとタウンミーティングについて、校長会を利用して周知したことは良かったが、その具体的な手法も必要だったと思う。形や色を工夫して、ぱっとみれるような工夫が大事である

田中総合政策部次長

教育委員会では、A4版程度の概要版を作成し、周知をすることもしている。

国府田 委員

「結果シート」では、「市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見」では「建設的な意見をいただいた」と記入されていたが、

できるかぎり具体的にやったこと記入されたい。

吉永副委員長

持ち帰って読みたいというのは資料が良かったのではと思う。
そのため、ぜひ持ち帰れるような対応をすべきである。

吉永副委員長

持ち帰って読んでもらっていえれば、パブリックコメントで意見を出してもらえたのではないか。資料を配付し、その資料を読み、パブリックコメントで意見を提出する流れではないか。

秋山委員

意見交換12月に行うことは知っていたが、1日だけであり行けなかった。夜間や土、日曜日等も検討されたい。

(2) その他

ア 次回の日程等について

次回は8月22日(月) 10時から305会議室

内容は、評価シートの確認

イ 提出物について

今回ヒアリングを実施した評価シートは8月15日(月) 午前中までにコミュニティ課へ提出することとする。